

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十二第一項第一号及び第五号の規定に基づき、エスカレーターの構造を次のように定める。

平成 年 月 日

エスカレーターの一般構造を定める件

第一 人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突しない構造

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の十二第一項第一号に基づき定めるエスカレーターの構造は次のとおりとする。

- 一 階段側部とスカートガードのすき間は五ミリメートルを超えないこと。
- 二 階段と階段のすき間は五ミリメートルを超えないこと。
- 三 エスカレーターと建築物の天井の下面、はりその他の建築物の他の部分又は他のエスカレーターとが交差する部分（以下「交差部」という。）で、エスカレーターの手すりの上端部の外側から当該交差部までの距離が五十センチメートル以下の場合にあつては、次の構造の保護板を設けること。
 - イ 交差部の下面に設けること。
 - ロ 交差部と反対側の保護板の端は厚さ六ミリメートル以上の角がないものとし、エスカレーターの手すりの上端部から鉛直に二十センチメートル以下の高さまで届く長さのものとすること。
 - ハ 保護板は、交差部のエスカレーターに面した側とおおむね同一の平面となるように設けること。

第二 車椅子使用者用エスカレーターの特例

車椅子使用者を昇降させるため、二枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで次の構造のエスカレーターにあつては、その運転を行う場合にあつては、第一第一号及び第二号の規定は適用しない。

- 一 当該昇降時に定常走行速度を三十メートル以下とするもの。

- 一 当該運転時に二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けるものであること

第三 踏段の定格速度

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の十二第一項第五号に基づき定めるエスカレーターの踏段の定格速度は次のとおりとする。

- 一 勾配が八度以下のもの 五十メートル
- 二 勾配が八度を超え三十度（踏段と踏段の段差が四ミリメートル以下で、踏段が水平でないものにあつては十五度）以下のもの 四十五メートル